

大和市職員の懲戒処分等に関する公表基準

1 趣旨

公正で透明性の高い開かれた行政運営を行うとともに、職員の服務規律の確保及び不祥事の再発防止を図るため、市長が行った懲戒処分等に関する公表基準を定める。

2 公表の対象となる処分

次のいずれかに該当する処分を行った場合は、公表するものとする。

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給又は戒告）
- (2) 地方公務員法に基づく休職処分で、刑事事件に関し起訴された職員に対し行うもの
- (3) 懲戒処分を受けた職員の管理監督者に対し、その監督責任に関して行う訓告等

3 公表する内容

(1) 公表する内容は、原則として次に掲げる事項とする。

- ア 所属名
- イ 職名
- ウ 年齢
- エ 処分年月日
- オ 処分の内容
- カ 事案の概要

(2) 社会的影響の大きな犯罪（収賄、横領等）により懲戒免職となった場合は、原則として氏名も公表する。

4 公表時期及び方法

公表は、原則として、処分を行った日に、記者発表資料の提供により行う。

5 公表の例外

捜査上の支障があると捜査機関が判断する場合、又は、被害者の人権やプライバシーに配慮する必要がある場合等は公表しないものとする。

6 施行

この基準は、平成17年6月13日以降に行った処分等から適用する。